

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員	川 鍋 雅 裕
同	川 上 善 行
同	雨 笠 裕 治
同	浜 田 昌 利

令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

4 審査の結果

令和 7 年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

6 審査の結果を踏まえた意見

令和7年度の本市の内部統制は、前年度に引き続き、業務レベルの内部統制において運用上の不備はあったものの、重大な不備に該当する不備はなかったことから、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断された。

評価報告書の記載事項について関係法令等と照合したところ、評価報告書は規定の様式に沿って作成され、必要な事項が記載されていることを確認した。なお、本市の評価報告書の評価結果の項目には、評価結果に加え、今後の内部統制に対する取組姿勢が記載されており、これは、令和6年度を評価対象期間とした前年度の評価報告書においても同様であった。引き続き内部統制を推進していくという姿勢は理解できるものの、法令上の様式において、「長がその他説明をすることが適当と判断した事項は追加して記載することができる」とされていることから、今後も同様の記載を継続するのであれば、別途項目を設ける等、見直しをされたい。

情報管理に関する事務については、令和7年度においても、市立中学校における個人情報情報の紛失や、受託事業者による個人情報情報の紛失など、重大な不備の目安の項目に複数該当する報道発表事案が引き続き発生している状況である。こうした状況を受け、市立学校においては使用するUSBメモリの本数を大幅に削減するなど、組織的な再発防止に取り組んでいることを確認した。また、業務委託については新たにチェックリストを整備し、活用を促す等の取組を行っていることを確認した。結果として重大な不備に該当する不備はないと判断されたが、改めて、個人情報情報の紛失は市政に対する信用失墜につながることを全職員が認識し、その認識を受託事業者と共有することや、市内部・外部で取り扱う個人情報について保有の必要性や管理方法を見直すなど、事務事故防止策の検討、取組を徹底されたい。

財務に関する事務についても、令和7年度において、情報管理に関する事務とほぼ同数の報道発表事案が発生している状況である。また、各部署からの自己申告や事務制度所管課等が把握した事務ミス等についても、支出命令に関連する同じような事務ミス等が複数の部署で多数報告されている。これは、業務レベルの内部統制において適時に不備を認識、対応した結果ではあるが、重要なのは、発生した事務ミス等について原因を的確に把握し、効果的な再発防止策を講じること、さらには、それを組織内で共有して活用することである。内部統制の推進体制を活性化させ、取組を共有する機会の拡充や、各事務制度所管課等及び各局・課の内部統制員の役割に応じた取組の展開を図るなど、組織内への内部統制の更なる浸透に取り組まれない。

重大な不備に該当する不備はなかったものの、内部統制に関する事務事故等の件数は、令和7年度においても横ばいの状況が続いている。今後はこうした不備をいかに繰り返さないようにするかが課題となるが、事務事故等を発生させない組織づくりに向け、内部統制の取組について運用上だけでなく整備上も含めた双方の観点から継続的な見直しが行われ、内部統制が推進されることを望むものである。